

転居届

引越されたみなさまへ



転居（福山市内での住所異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	住民票	○住民異動届（転居届）が必要です。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	<input type="checkbox"/> 在留カード ・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○手続は必要ありません。 ◆印鑑登録証は引き続き使用できます。		
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住基カード	○新しい住所を記載します。 ○マイナンバーカード・住基カードのICチップのデータを修正するために各人の暗証番号が必要です。 ◆持参されていない場合は、後日、券面記載事項変更の手続をしてください。 ○マイナンバーカードに署名用電子証明書が必要な場合は、新たに申請してください。 ○通知カードのみをお持ちの場合は、手続は不要です。	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード ・住基カード <input type="checkbox"/> 暗証番号	
<input type="checkbox"/>	登録型本人通知制	○手続は必要ありません。		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○被保険者証をお返しく下さい。 ◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返しく下さい。 ○新しい住所の被保険者証などは、後日郵送します。 ○世帯主・世帯構成員に変更がある場合も、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 など <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー	保険年金課 資格賦課担当 928-1055 給付担当 928-1054 本庁1階
<input type="checkbox"/>	国民年金	○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 ○口座振替・クレジット納付は継続されます。 ○第2号、第3号被保険者は、勤務先で手続をしてください。		保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○住所変更の手続が必要です。 ◆新しい住所の被保険者証は、後日郵送します。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
<input type="checkbox"/>	介護保険	○手続は必要ありません。 ◆新しい住所の被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 など	介護保険課 928-1180 本庁3階
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳	○手続は必要ありません。 ◆母子健康手帳の住所はご自分で訂正してください。		ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童手当	○受給者と該当の児童（18歳の年度末までの児童）が別世帯になる場合、または別世帯から同一世帯になる場合は、手続が必要です。 ※2024年10月から制度改正により、対象児童の年齢・所得制限が変更になります。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	■事前にご相談ください。 ○住所変更の手続が必要です。 ○世帯構成員に変更がある場合は、別に手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	

裏面あり⇒

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続	必要なもの	お問合せ先	
<input type="checkbox"/>	子ども	医療費助成	<input type="checkbox"/> 各受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等				
<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)			<input type="checkbox"/> 各受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 など	保健予防課 928-1127 福山すこやかセンター4階
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病				
<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者				
<input type="checkbox"/>	自立支援(育成・更生・精神通院)				
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	○住所変更の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 各手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階	
<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービス等	○住所変更の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 各受給者証 <input type="checkbox"/> マイナンバー など		
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳	○住所変更の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 手当証書 など	福祉総務課 928-1045 本庁3階	
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育学校	○学区をまたがる転居の場合は、転校となるため、「転入学届」を提出してください。 ◆学区の学校以外への通学を希望する場合は、ご相談ください。		学事課 928-1169 本庁13階	
<input type="checkbox"/>	上下水道	○水道及び下水道の使用開始または使用中止の手続が必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続できます。 ○地下水(井戸水)使用の場合は、下水道の使用開始または使用中止の手続が必要です。		ふくやま上下水道料金センター 928-1514 上下水道局	
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	○くみとり異動届(新規または廃止)が必要です。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階	
<input type="checkbox"/>	飼い犬	○住所変更の手続が必要です。 ○マイクロチップを装着している場合は、生活衛生課までお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 登録番号(鑑札等に記載)のわかるもの	生活衛生課 928-1165 福山すこやかセンター5階	
<input type="checkbox"/>	自治(町内)会	○住民の親睦を図り、安心安全で明るく住みよい地域生活を営むため、お住まいの地域の自治(町内)会への加入をお願いしています。 ○みなさまに「加入案内」をお渡ししますので、お住まいの地域の自治(町内)会長または班(組)長にご連絡ください。連絡先が分からないときは、自治会連合会事務局(923-9633)へ問い合わせてください。		まちづくり推進課 928-1051 本庁9階	

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、健康保険証など)をお持ちください。



福山市役所〒720-8501 福山市東桜町3番5号 ☎(代)084-921-2111

2024年4月作成